

特定個人情報保護委員会（第26回）議事概要

- 1 日時：平成26年8月26日（火）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長

4 議事の概要

（1）議題1：住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務全項目評価書の審査について

事務局から資料1に基づき評価書の修正すべき内容について説明があった。

阿部委員及び手塚委員から「再委託に係る記載について、資料のとおり修正を求めることが適当である」という旨の発言があった。

原案のとおり、修正すべき内容が決定された。

事務局から資料2に基づき評価書の審査の観点における主な考慮事項について説明があった。

阿部委員及び手塚委員から「全項目評価書の様式に沿って、汎用性のある形で具体的にまとめられており、非常に良い」という旨の発言があった。さらに阿部委員から「全項目評価書をこれから作成する者はこういう資料を待ち望んでおり、速やかに提供することが重要である」という旨の発言があり、これに対して事務局から「資料をホームページに掲載し、地方公共団体等に周知する」という旨の発言があった。

堀部委員長から「今後提出される地方公共団体情報システム機構以外の評価書については、その都度固有の観点への対応が必要となると思われる。それ以外の主な考慮事項については、他の評価書にも十分応用できるので、地方公共団体において第三者点検を行う際にも、この資料を参考とすることができる」という旨の発言があった。

審査の観点における主な考慮事項について原案のとおり了承され、これに基づき地方公共団体情報システム機構の評価書について審査していくこととなった。また、地方公共団体情報システム機構の評価書に固有の観点以外の主な考慮事項については、原則として今後提出される全項目評価書の審査の際にも用いることが決定された。

（2）議題2：その他について

事務局から、平成26年6月3日付けで地方公共団体等に対して照会した特定個人情報保護評価の実施見込み等の回答結果の速報について報告が

あった。

阿部委員から「回答結果についてどのように評価すれば良いか」という旨の発言があり、これに対して事務局から「住基事務の関係については、予定されている連携テストのスケジュールを踏まえ、評価実施機関において早期に特定個人情報保護評価に取り組む必要があると考える」旨の発言があった。

手塚委員から「各評価実施機関において、特定個人情報保護評価に早期に取り組むべきという認識はあるのか」という旨の発言があり、事務局から「特定個人情報保護評価の実施について、認識が不十分な機関に対しては、繰り返し周知することが必要である」旨の発言があった。

堀部委員長から「照会結果を地方公共団体等へ周知すべく、回答結果の取りまとめ作業を進めてほしい」旨の発言があった。

以上